

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

議 長 日程第7「議案第38号松田町こども・子育て応援条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号松田町こども・子育て応援条例を別紙のように制定する。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育て世代を応援するための基本理念を定め、町の責務、保護者や地域住民等それぞれの役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項について定めたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第38号松田町こども・子育て応援条例について説明させていただきます。

まず条例制定の目的でございます。町ではチルドレンファーストの理念に基づき、若い世代が安心して生み育てやすく、親子3世代みんなが安心して暮らすことができ、子供たちが目指す明るい未来への応援を町全体で推進していくため、松田町こども・子育て応援宣言として令和7年4月1日に宣言いたしました。

この宣言にあるこども・子育て支援に一層力を注ぎ、子供たちや子育て世代の声を聞きながら、子供たちに笑顔があふれ、子育てに喜びや幸せを感じる町、地域全体でこども・子育てを支える町を目指し、松田町こども・子育て応援宣言の実現に向けた施策を総合的に推進するため、松田町こども・子育て応援条例を制定するものです。

それでは、議案を1枚おめくりください。本条例は新規条例でございますので、各条ごとに御説明させていただきます。

まず、本条例を制定するに当たり基本的な考え方を明らかにするために前文を規定しております。

第1条につきましては、本条例の目的についてでございます。

第2条につきましては、「定義」として、本条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しております。

第3条につきましては、本条例第1条に規定する目的を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として規定しております。

第4条につきましては、本条例における町の責務について規定しております。

第5条につきましては、本条例における保護者の役割について規定しております。

第6条につきましては、本条例における地域住民の役割について規定しております。

第7条につきましては、保育所、幼稚園、学校などの学び・育ちの施設等関係者の役割について規定しております。

第8条につきましては、本条例における事業者の役割について規定しております。

第9条につきましては、子供の役割について規定しております。

第10条につきましては、町がこども・子育て支援に関する施策を推進するに当たり基本となる事項を示している条文を規定しております。

第11条につきましては、この条例の基本理念を目指すための施策を総合的に推進していくための財政上の措置について定めております。

第12条につきましては、この条例の規定以外に必要な事項について別に定めることを規定しております。

附則でございます。施行期日です。この条例は公布の日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、先ほど議会全員協議会の際に御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めて、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号松田町こども・子育て応援条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。